

令和5年仙審第7号

裁 決

モーターボートA転覆事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年2月21日12時00分

秋田県秋田船川港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.0トン

登 録 長 7.76メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 69キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操縦区画を設け、同区画前部右舷側に舵輪、舵輪前方に磁気コンパス、魚群探知機及びGPSプロッター、右舷側壁に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和3年2月21日07時30分秋田船川港秋田区所在のマリーナを発し、同区の釣り場に向かった。

ところで、a受審人が行う釣りは、秋田船川港秋田区の防波堤内側の捨て石等の周りに集まるたこを対象とし、防波堤内側至近の海底に疑似餌を沈め、防波堤に沿って低速での移動と漂泊を繰り返しながら行うものであった。

a受審人は、07時50分頃新北防波堤の南東方沖合に至り、南防波堤の様子をうかがったところ、沖合からの波浪が同防波堤を越えて内側に打ち込んでいたので、波浪の打ち込みがない新北防波堤の内側で釣りを始めたものの、釣果が得られなかったことから、09時10分頃釣りを中断して南防波堤の内側に向かった。

a受審人は、南防波堤の内側に向かう途中、先程より波浪の打ち込みが少なくなっているように見えたことから、同防波堤の内側で釣りを再開したものの、ここでも釣果を得られなかったので、再度釣りを中断し、過去に釣果があった第2南防波堤内側の波浪の打ち込み状況を確認するため、11時02分秋田新北防波堤灯台（以下「秋田新北灯台」という。）から236度（真方位、以下同じ。）600メートルの地点で、漂泊を始めた。

a受審人は、11時07分前示漂泊開始地点で、波浪が第2南防波堤の北側先端付近を越えて打ち込む状況を認めたが、時間とともに波

高が低くなるとの予報を得ていたこともあり、同防波堤の南端から中央付近にかけてであれば、波浪が第2南防波堤を越えて打ち込むことはないものと思い、同防波堤内側の釣り場への接近を中止するなど、波浪の打ち込みに対する安全措置を十分にとることなく、同地点を発進し、直ちに針路を第2南防波堤内側の釣り場に向く263度に定め、3.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、11時10分秋田新北灯台から246度930メートルの地点に到着したのち、第2南防波堤と約2メートルの距離を保って機関を極微速力前進と中立運転を繰り返し、同防波堤に沿って北西方に移動しながら釣りを行っていたところ、12時00分僅か前第2南防波堤を越えて打ち込んだ大量の海水が船内に降り注ぎ、12時00分秋田新北灯台から264度1,030メートルの地点において、Aは、船首が321度を向き、行きあしが停止していたとき、右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は曇りで風力2の北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、秋田船川港秋田区付近には西南西方から高さ約2.5メートルの波浪があった。

転覆の結果、沈没して船体は行方不明となり、a受審人及び同乗者は来援した遊漁船によって救助され、同乗者が側頭部裂創を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件転覆は、秋田船川港秋田区において、波浪が第2南防波堤の北側先端付近を越えて打ち込む状況であった際、波浪の打ち込みに対する安全措置が不十分で、同防波堤内側の釣り場に移動して漂泊中、第2南防波堤を越えて打ち込んだ大量の海水が船内に降り注ぎ、復原力を喪失し

たことによって発生したものである。

a 受審人は、秋田船川港秋田区において、波浪が第2南防波堤の北側先端付近を越えて打ち込む状況を認めた場合、同防波堤内側の釣り場への接近を中止するなど、波浪の打ち込みに対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、第2南防波堤の南端から中央付近にかけてであれば、波浪が同防波堤を越えて打ち込むことはないものと思い、波浪の打ち込みに対する安全措置を十分にとらなかった職務上の過失により、第2南防波堤内側の釣り場に移動して漂泊中、同防波堤を越えて打ち込んだ大量の海水が船内に降り注ぎ、右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船体を行方不明とさせ、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月6日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正